

○医療用具販売業届書について

(昭和四五年一月一〇日)

(薬事第一六号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局薬事課長通知)

標記について、別添1のとおり兵庫県衛生部長より照会があり、これに対し、別添2のとおり回答したので、通知する。

.....

別添1

(昭和四四年一一月一七日 薬第七八三号)

(厚生省薬務局薬事課長あて兵庫県衛生部長照会)

医療用具販売業届書について左記のとおり疑義が生じたので貴職のご見解を承りたく照会します。

記

- 1 百貨店等のごとく多種の商品売場を有する営業所において、二箇所以上の売場にわたって薬事法第三十九条第一項に定める医療用具(以下指定医療用具という。)を当該百貨店等が直営で販売しようとする場合は、当該指定医療用具を販売する売場ごとに届書を提出しなければならないか、または、一つの届書により当該指定医療用具の各売場を明示すれば足るかどうか。
- 2 百貨店等が、医療用具販売業届書を提出していない売場において、期日を限って特売等を催し、指定医療用具の販売を併せ行なおうとする場合には、医療用具販売業届書を提出しなければならないか。
- 3 自動車を用い、移動しながら公会堂その他の場所を借りて指定医療用具を展示即売する場合においては、届書を提出しなければならないか。
届書の提出を要するとすれば届書は各展示即売場ごとに提出しなければならないかどうか。

別添2

(昭和四五年一月一〇日 薬事第一五号)

(兵庫県衛生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

昭和四十四年十一月十七日薬第七八三号をもつて照会のあつた標記について、左記のとおり回答する。

記

- 1 照会事項の1について
百貨店等において互いに分離した二以上の売場で薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十九条第一項に規定する医療用具(以下「指定医療用具」という。)を業として販売しようとする者が、同項の規定に基づく届出を行なう場合においては、一つの届書に当該各売場を明示すれば足りる。
- 2 照会事項の2について
指定医療用具を業として販売しようとする者は、たとえその販売期日が限られていても、薬事法第三十九条第一項の規定に基づく届出をしなければならないものである。
- 3 照会事項の3について
自動車を用い、移動しながら公会堂その他の場所で指定医療用具を展示即売する場合は、その展示即売場は営業所として取り扱うべきものと思料するので、各展示即売場ごとに薬事法第三十九条第一項の規定に基づく届出を必要とする。